

フランス、EU における 財政投融资類似制度の概要

平成 29 年 6 月 15 日
財 務 省 理 財 局

目次

1. フランス

フランスの財投類似制度の概要	3
公的投資銀行(Bpifrance)	4
インフラ海外展開支援策について	7
国家出資庁(APE)	10
フランスにおける我が国海外需要展開支援について	11
フランスにおける女性起業支援	13

2. EU

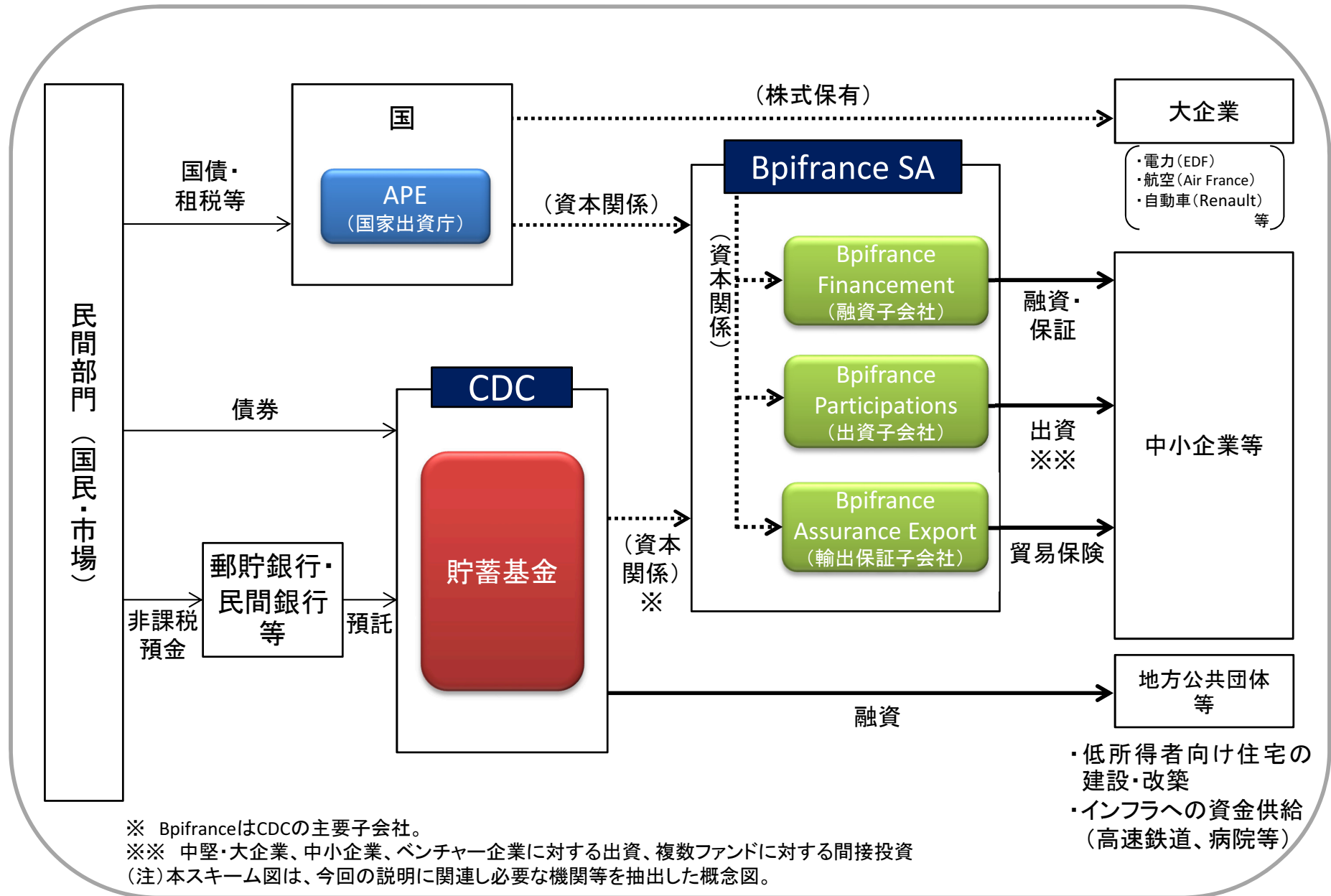
欧州投資銀行(EIB)	17
欧州投資基金(EIF)	18
投資促進に向けた最近の取組	20

参考資料

フランスの財投類似制度における諸機関	25
預金供託公庫(CDC)	26
政府融資の対象国の広がり	28
EUにおける起業支援	29
欧州投資銀行の融資対象	30
EIBとEIF	31

1. フランス

フランスの財投類似制度の概要



公的投資銀行(Bpifrance)①

1. 概要

○フランスには従来より中小企業支援のための機関が複数存在していたが、欧州債務問題が本格化する中、公的金融の重要性が再認識され、中小企業に対する融資、保証、出資、ファンド管理を一元化すべく、2013年Bpifranceが設立された。

(注1)リーマンショック後に設立された、中小企業金融公庫(OSEO)、FSI(戦略的投資ファンド)等を統合。

○Bpifrance Financement(融資・保証業務)、Bpifrance Investissement(ファンド等業務)、Bpifrance Assurance Export(輸出保証業務)の3部門、8つの分野(注2)から構成。

(注2)①融資保証、②零細・中小・中堅企業向け融資、③イノベーション支援、④複数ファンドへの間接投資、⑤イノベーティブな技術を持つ零細企業向け出資、⑥中堅・大企業向け出資、⑦起業家へのコンサルティング等ビジネスサポート、⑧輸出企業支援のための輸出保険

(注3)総資産は685億ユーロ。2016年の取引金額(フローベース)は融資136億ユーロ、保証84億ユーロ、出資24億ユーロ。

○組織統合で窓口が一元化したことで、企業のBpifranceの各サービスへのアクセスが容易になり、金融サービスの最適化に寄与。同行の地方支店には、各分野の担当者が在籍し、企業との話し合いを通して、都度最適な資金提供メニューを選定(その9割は地方支店で決裁されている)。

これによって、顧客に対するサービスが向上したとされている。

2. 業務の概要

(1) 融資・保証業務(Bpifrance Financement)

○主として中小企業に対し、融資、保証を行う。

①融資: 中長期の融資。成長企業に対する無担保融資等も伸長。

②保証: 企業の成長の各段階(起業・承継、イノベーション、事業拡張・国際化等)に併せて、民間金融機関が行う融資に対する保証を行う。最終的に発生した損失の40%~70%を保証。

○民間金融機関との協調体制

- Bpifranceの融資に際しては、民間金融機関との協調融資が原則とされており、両者はパートナー関係にある。
- 民間金融機関は、Bpifranceに資本参加(5~7%)しており、両者間で問題が生じたときは、ファイナンス、保証等に係る課題を取り上げる委員会において話し合いが行われ解決が図られている。

(2) 出資業務

○Bpifrance Participations(出資子会社)とBpifrance Investissement(孫会社、ファンド等業務)を通じて行っている。ファンドを通じた中小企業等への出資のほか、中堅・大企業にも直接出資。直接出資の場合、単独出資はしない。

○長期的な出資が原則であり、平均出資期間は、8~10年程度。

(3)輸出保証業務

○国の競争力強化の観点から、2015年7月、Coface(注1)とBpifranceは、国の輸出保証分野に係る業務の移管に合意。2017年1月、約240名の従業員と情報システムとともにCofaceから新たな専門子会社であるBpifrance Assurance Exportに業務が移管された。

(注1) Coface(Compagnie Française d'Assurance pour le Commerce Extérieur)

1946年にフランスの国営の貿易保険会社として創設。1994年に民営化した後も、民間で引き受けにくいものについて、国の代理人として政府保証(輸出先の支払遅延、不能に対する保険)を運営管理。

○移管後は、Bpifranceが French Export Credit Agency(ECA)として国に代わり、公的輸出保証(注2)の業務を実施。国が直接保証のリスクを負うことで、フランスの貿易支援制度の簡素化と競争力の強化を図っている。

(注2) 信用保険、海外投資保険、市場調査保険、為替リスク保険等。

インフラ海外展開支援策について①

1. 概要

フランス企業の対外進出に係る施策を国庫総局が所管しており、輸出保険や国による融資等を通じ、インフラ海外展開支援が行われているところ。

2. 輸出保険の活用

○支援決定に際しては、国庫総局が、企業が持ち込んだ案件の支援の可否を決定し、Bpifranceが保証を行う。なお、一定金額以下の案件については、Bpifranceに保証の決定権限が委譲されている。

(注)政治的・政策的に重要な案件については、大統領や首相が決定する案件も存在。

○プロジェクトに係る主な評価基準として、①リスク評価(プロジェクトのリスクが過度に大きい場合は拒否)、②フレンチコンテンツ(プロジェクトに占めるフランス製品等の使用が一定割合以上)がある。なお、国庫総局がファイナンスのスキーム等を修正した上で支援決定するケースや、必要な資金調達の一部のみ国が保証するケースも存在。

○支援対象は、全セクターであるが、世界レベルのプレゼンスがあるフランス企業の大型案件を支援するために、一部の分野(軍事、船舶、航空産業、宇宙産業、鉄道インフラ、エネルギー等)が突出している。

インフラ海外展開支援策について②

3. 融資の活用

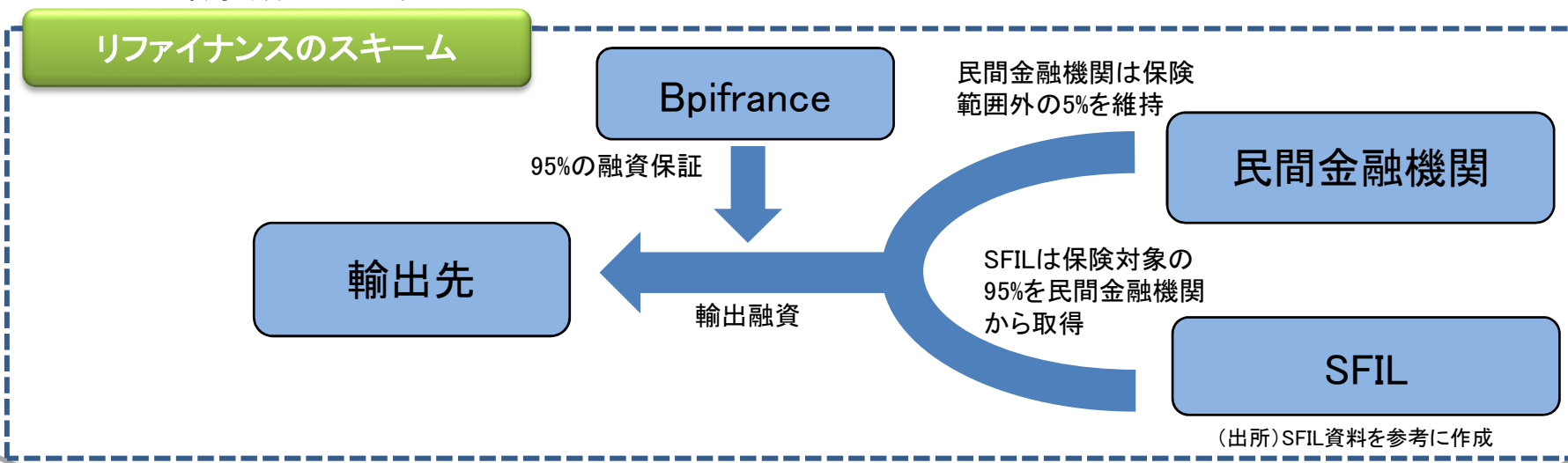
国際競争力強化の観点から、2015年3月17日政府主催の「ベルシー輸出金融会合」（輸出金融の関係者を対象とした会合）において、国による輸出支援策が打ち出されている。

（主な施策）

①SFILによる輸出金融のリファイナンス制度の新設

大型輸出案件（7,000万ユーロまたはドル以上）について、民間金融機関が輸出先に対して有する貸付債権をSFILが買い取ることにより、リファイナンスを行う。リファイナンス対象債権は、民間金融機関によるものであり、Bpifranceによる保証等が前提。

（注）SFIL（Société de Financement Local）：2013年設立の機関。資本構成は、国（75%）、CDC（20%）、郵貯銀行（5%）。



インフラ海外展開支援策について③

②国(国庫総局)による融資の拡充

○2015年、従来の譲許的融資に加え、非譲許的融資(注)を追加。

(注)民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない(緩和されていない)借入。対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である(緩和されている)。

○譲許的融資は、国が、タイド援助供与対象国に対し、インフラ案件等への融資を行うもの。一方、非譲許的融資は、供与対象国を大幅に拡大されており、国がフランスの付加価値が大きい案件への融資を行う。

	譲許的融資	非譲許的融資
対象国	OECD規則に基づく援助の対象となる可能性の高い新興国。	約100カ国で利用可能。
対象案件	OECD規則に従い、商業ベースでは経済的に実行可能ではないとされるプロジェクト。 持続可能な開発に重点を置いた分野等(輸送(トラム、メロ、電車、空港等)、環境(飲料水、衛生、水資源管理、固形廃棄物、エネルギー(特に再生可能エネルギー)、健康、農業等) フランス企業(工業、機器メーカー、エンジニア等)が締結した契約で、フランスのシェア、またはフランス国内における付加価値が、融資額の70%を超えるもの。	・フランスにおける産業・雇用にメリットの大きい案件 ・他国が同種の公的支援措置を提示している海外競合案件に優先的に適用。
その他	国庫総局と受益国の財務省との間でケースバイケースで交渉された融資条件に従い、35%(OECD基準)のフランスのグラントエレメントを示す譲許的政府間融資。	・詳細な評価と事後評価を実施。 ・総額10百万～70百万ユーロを想定。 ・関係省庁間の審査が必要。

(出所)国庫総局資料を参考に作成

国家出資庁(APE)

1. APEの概要

○2004年に創設。政府保有株式に関して一元的に資産管理を行う国の機関。

2. 出資の現状

○81社の株式を保有。うち上場企業は13社。

○国が保有する株式の現在額は約900億ユーロ(2016年4月末時点)。うち上場株式は628億ユーロ。

○公的機関の株式会社化、株式の一部売却、IPOを実施している。2015年には39億ユーロの配当を受け取ったほか、5回の株式処分(計23億ユーロ)を実施。

3. コーポレートガバナンスに対する取組み

○株式を保有する企業の取締役会等に積極的に参加し、ガバナンスに関与。
具体的には、2015年に、取締役等の立場で取締役会等に340回程度、その他各種委員会に380回程度出席。

○株式を2年以上持つ株主に2倍の議決権を与える「フロランジュ法」が2014年3月に制定された。現在、国はルノーやエールフランス等について2倍の議決権を行使可能となっている。

フランスにおける我が国海外需要展開支援について①

海外需要開拓については、様々な手段があるが、今般の出張に関連するものとしては、これまで以下のような取組みが活用されていたところ。

概要

- **クールジャパン機構による出資(産業投資、経産省)【例1】**
我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品やサービスの海外における需要の開拓等の事業に対し財投等を活用したリスクマネー供給等の支援を実施。
- **伝統的工芸品産業支援事業(補助金、経産省)【例1】**
「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)」の規定に基づき、国内外の大消費地等での需要開拓事業などに対して支援。
- **JAPANブランド等プロデュース支援事業 ふるさと名物応援事業(補助金、経産省)【例2】**
海外現地のニーズ等に詳しい外部人材を活用し、日本の特色を活かした商材の開発、ブランディング、PR・流通の支援。
- **JETRO等による展示会出展支援(補助金、経産省)【例2】**
国内外で開催される見本市・展示会を通じて日本企業のビジネスチャンスの拡大を支援。

フランスにおける我が国海外需要展開支援について②

【例1】

<p>【調査先の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業名 SAS ENIS (店舗名 Discover Japan Paris、Maison Wa) 所在地 フランス パリ 設立 2011年10月 CJ機構出資額 1億円
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の伝統工芸品等のクールジャパン商材を欧州展開するためのビジネス拠点を整備。 パリにて継続的に商材のプロモーションを実施するほか、プロモーション後も継続的に、欧州展開に必要な一連の業務(現地ニーズの検証、小売事業者との交渉、通関や物流の対応等)を支援・代行。
<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本文化の浸透には、伝統文化に興味を持つ知識人層にも受け入れられることが必要。 事業者や自治体等は、現地の日本文化の受入状況に関する知見が不足しており、多種多様な工芸品に係るマーケティングが出来ていない。 日本の工芸品の展示会等も行われているが、重要なのはその後の販路拡大に向けた継続的な顧客フォローであり、常設店舗の設置といった環境作りが不可欠。

【例2】

<p>【調査先の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査先 おもてなしキュイジーヌ 市川代表 所在地 フランス リヨン 設立 2013年
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2013年、食に関連する日本のものづくりを世界へ発信・拡販するため「おもてなしキュイジーヌ」を設立。 2014年以降、有田焼窯元のモダンブランド「アリタポーセリンラボ」のプロデューサーとして、インテリア・デザイン国際見本市「メゾン・エ・オブジェ」の出展を営業支援。欧州展開商品の選定や資料・カタログ等の英仏訳、展示会中の商談サポート等、営業支援を行っている。
<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外展開に当たっては、現地において顧客に即時に対応しサポートできる人間がいること、定期的に商材を輸送できる経路を持つことが重要。 展示会出展前から事業に関わっていかないと売上げにはつながらない。本気で欧州を目指す事業者を出展前から出展後のフォローまで一貫して支援する必要がある。

フランスにおける女性起業支援①

1. 背景

○フランスの女性起業家は、起業家全体の約3割となっている。

○フランスにおいては、これまでも行動計画「女性起業家2013-2017」(2020年まで延長)等に基づき、女性起業支援への取組みがなされており、女性の資金調達へのアクセスの促進は、同計画において大きな柱の一つとなっている。

【男女別起業家数】 (千人)

		実数		割合	
		起業家総数	個人事業主	起業家総数	個人事業主
フランス	男性	1,978	1,128	69.8%	66.0%
	女性	855	581	30.2%	34.0%
欧州	男性	22,842	15,866	69.0%	66.9%
	女性	10,257	7,859	31.0%	33.1%

(出所)

・EC「Statistical Data on Women Entrepreneurs in Europe」(2014年、計数は2012年時点)を参考に作成

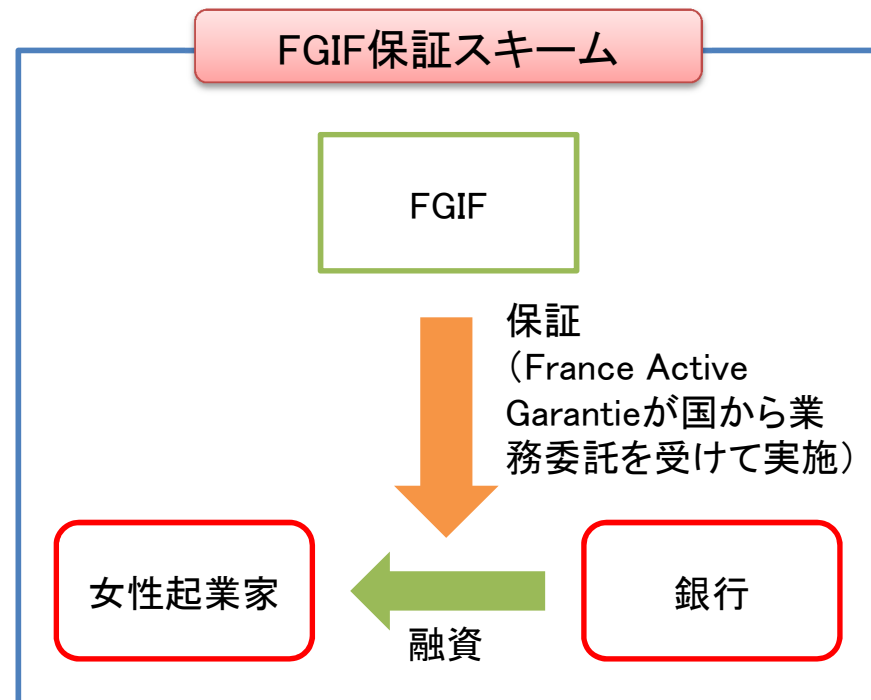
2. 女性起業振興保証基金 (FGIF)

○女性起業支援のため、国は、FGIF(女性起業振興保証基金)を創設。国からFGIFの管理を受託したFrance Active Garantie(注)が、銀行から女性起業家への融資に対する保証を実施する。

(注)France Active Garantie
CDCが出資(35%)する保証会社。1995年設立。
失業者や経済的に不安定な者による起業のための銀行借入れ等に対し、保証を提供。

○保証内容

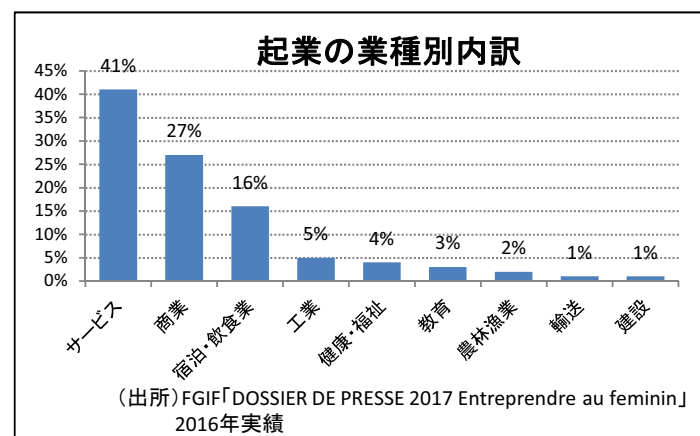
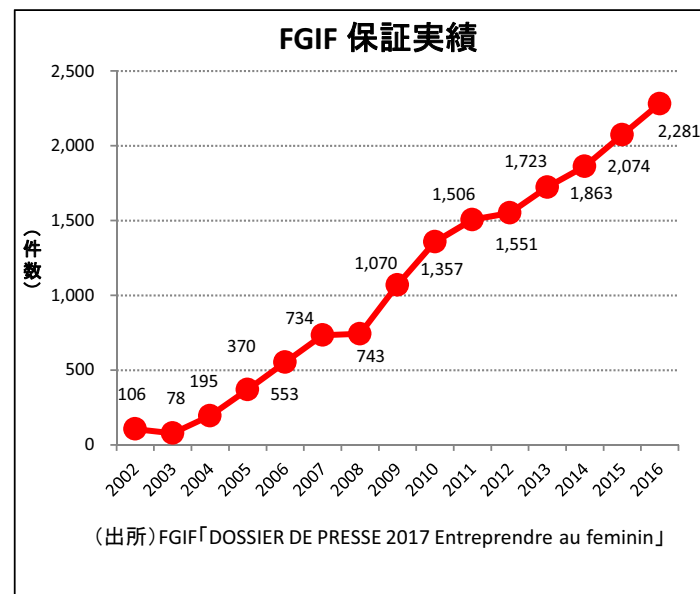
- 女性が対象
- 対象企業: 設立5年以下
- 融資期間: 2年~7年
- 保証融資額: 最低5,000ユーロ
- 保証額: 最大45,000ユーロ



フランスにおける女性起業支援③

○実績等

- FGIFの2016年の保証件数は2,281件であり、増加が続いている。
- FGIFの支援対象者のうち約8割は失業者であり、起業分野はサービス業が41%と最も高い。
- 支援対象の多くが自営業であることについて、職業安定所が、失業した女性に対し、自営業で自らの雇用を創るよう後押しする傾向にあることも要因としてある、との指摘も見られる。
- FGIFが保証する銀行融資額は、2016年7,000万ユーロ(2015年5,600万ユーロ)。主要金融機関により本スキームが活用されている。
- なお、FGIFは、女性起業家へのアドバイザーは行っていないことから、CPME(中小企業連盟)が、融資を受けるための手法等のパンフレットを配布する「女性クラブ」を県単位で組織する等の取組みが見られる。



2. EU

欧州投資銀行(EIB)

EIBの概要

- 加盟国の統合、均衡のとれた発展、経済的及び社会的な結束に貢献することを任務とする、欧州連合(EU)の政策金融機関(1958年設立)。加盟国・公企業・私企業に対して、他の方法により資金が調達できない場合に限り中長期融資を行っている。
- EU加盟国28カ国からの出資により構成(独仏英伊の4カ国が約16%ずつ保有)。総資産は約5,700億ユーロ。
- 総務会(各国財務大臣ら)、理事会(理事29名及び代理19名)及び経営委員会(総裁1名及び副総裁8名)によって運営。
- 交通インフラ、エネルギー確保、研究開発、省エネ・再生エネルギー、中小企業支援等の欧州における主要な政策推進分野に融資を行う。
- 2016年貸付額は約838億ユーロ。融資総額に占める不良債権比率は、0.3%。資金調達の約8割が債券発行(EIB債)。

欧州投資基金 (EIF) ①

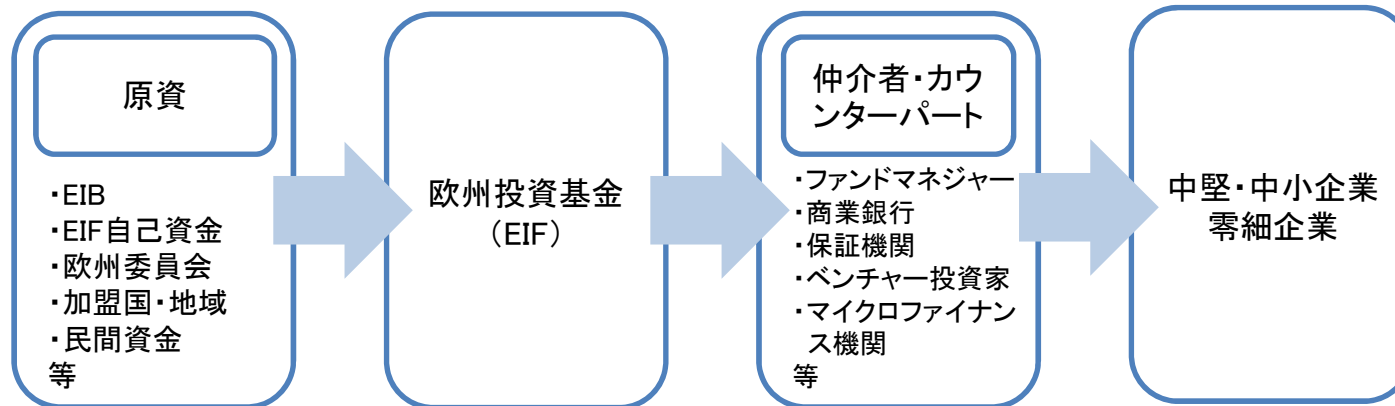
1. EIFの概要

○1994年にルクセンブルクで設立されたEIBの子会社。中小・中堅企業に特化してエクイティ投資、保証を行うアセットマネジャー(注)。

(注)エクイティ投資事業(46.4%)、保証事業(52.5%)。エクイティ投資は、複数ファンドへの間接投資により行う。

○出資構成は、EIB(59.8%)、欧州委員会(28.1%)、金融機関(12.1%)。EU関連組織の中で、唯一民間株主が存在する組織であり、官民パートナーシップを原則としている。

【EIFのスキーム】



(出所)EIF公表資料

欧州投資基金(EIF)②

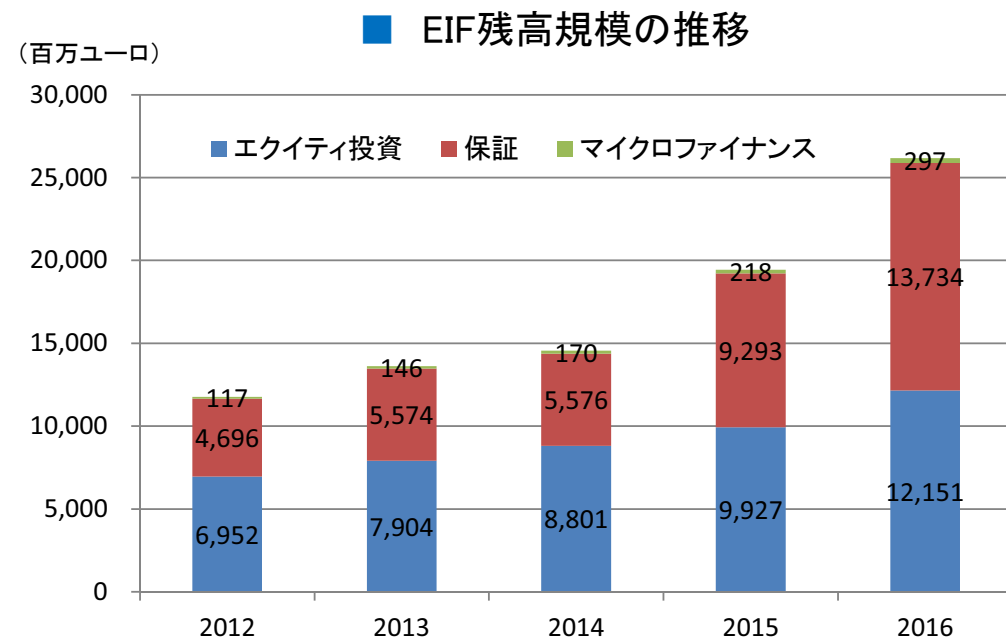
2. 主な事業

○エクイティ投資事業

- 中小企業に対して直接的にはファイナンスをせず、民間投資会社との共同によるファンドを組成して投資を行う。
- 第三者(EIB、欧州委員会等)からの委託資金を運用する場合、EIFはリスクは取らず自身のバランスシートには計上しない。

○保証事業

- 証券会社が中小企業向け債権のプールを証券化する際、EIFが証券化された社債の支払いを保証する。



(出所)EIF Annual Report 2016

投資促進に向けた最近の取組①

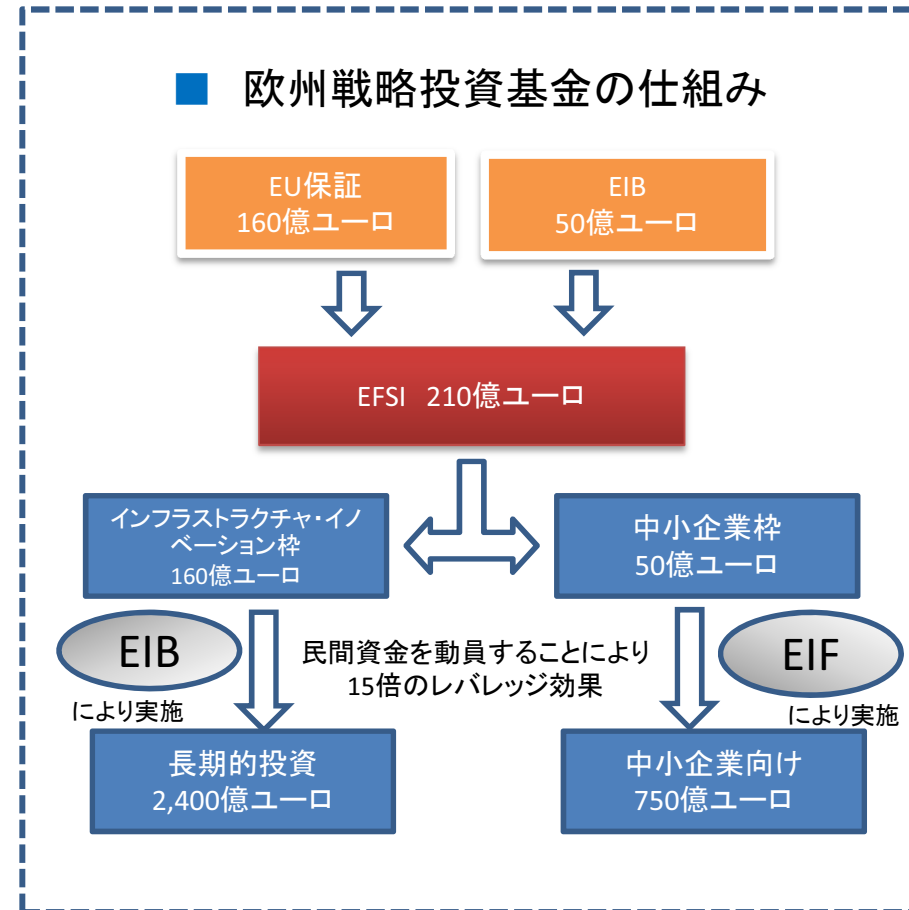
1. 欧州投資プランとイニシアチブ(EFSI)の創設

○EU域内では金融危機を経て投資低迷が続き、投資金額は2013年には2007年対比で15%減を記録。

○2014年11月、欧州委員会(EC)のユンカー委員長は、EUにおける経済成長と競争力を阻害している投資不足に対応するため、「欧州投資プラン(Investment Plan for Europe)」(通称:ユンカープラン)を発表。

○2015年、投資促進を実現するためのイニシアチブとして、ECとEIBは、欧州戦略投資基金(EFSI: European Fund for Strategic Investments)を創設。

○2018年までに官民の資金を呼び込み、欧州全域で3,150億ユーロの投資を促進することが見込まれている。



(出所)EIB公表資料(2016年4月)を参考に作成

投資促進に向けた最近の取組②

2. EFSI

(1) 概要

○EFSIはEIB及びECによって任命されるメンバーから構成される運営理事会により運営される。EFSIの事業については、EIBのバランスシートに記載され、EIBの経営陣による承認が必要。

○EFSIは、EUの信用保証(160億ユーロ)とEIBが拠出する50億ユーロの総額210億ユーロから構成。インフラストラクチャ・イノベーション枠と、中小企業枠を通じて支援がなされ、それぞれEIB、EIFにより展開されている。

○EUにおける投資不足に対応するため、EUが信用保証を提供することにより、EIBが通常支援するプロジェクトよりも、リスク性の高いプロジェクトへの支援が可能となるよう、EFSIが設けられた。

(注)2016年9月、ECは、EFSIの期間延長・増額を発表(EFSI2.0)。

期間は2020年まで延長、投資資金は2020年までに総額5,000億ユーロ。

■ EFSIの支援事例

案件名	NOBELWIND OFFSHORE WIND
国	ベルギー
案件概要	・大規模洋上風力発電ファーム設置第2段階に対する支援。 ・再生可能エネルギー分野は新しくリスクが高いと考えられており、EIB及び同国政策金融機関からの追加資金調達が必要な資金ギャップが存在。
セクター	再生可能エネルギー
ファイナンスの種類	EIB融資
EFSIの下で行ったEIBのファイナンス	1億ユーロ
プロジェクト総額	5.42億ユーロ

(出所)EC公表資料

投資促進に向けた最近の取組③

(2) 対象分野・地域

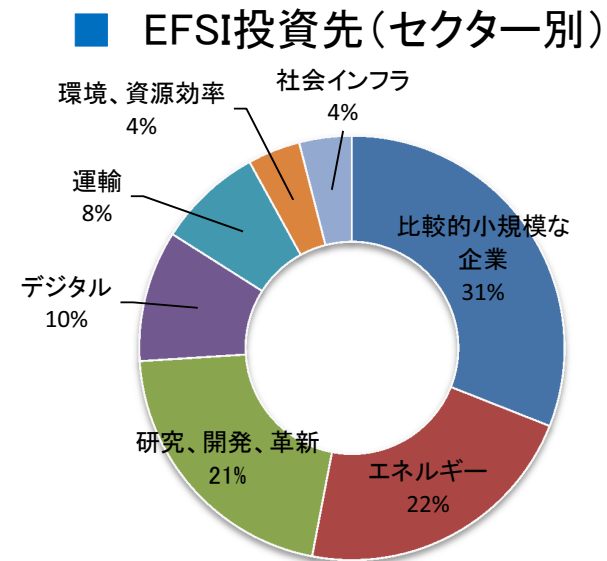
○主な支援分野は、戦略的インフラ、教育・研修・研究開発、再生可能なエネルギー・省エネルギー、中小企業・中堅企業。投資3,150億ユーロのうち、750億ユーロは中小企業及び中堅企業に振り分けられる。

(注)2016年末までに総投資額1,639億ユーロ(目標の52%)
を動員。

○EFSIは特定の地域にプロジェクトを予め配分することはない。

(3) 対象となる事業体

○EFSIは、中小企業のみならずファンドも投資対象としているが、特に中小企業については、約40万社以上が利用。EFSIの延長にあたっては、中小企業支援枠を更に拡大する方向とのこと。



(出所)EIB公表資料

投資促進に向けた最近の取組④

(4) 対象プロジェクト

- EFSIによる支援は、EIBやEIFその他既存のEUの金融支援によるEU保証では実施できないことが必要とされている。
- これにより、EFSIが支援するプロジェクトは、EIBが通常支援するプロジェクトよりもリスクが高いことが想定されていたが、EFSIの開始当初は、高速道路建設投資等民間金融でも十分対応可能と思われる分野への投資が見られていた。
- しかし、こうした状況について、リスクをとった投資となっていないとの批判の声が上がったことへの反省から、足下では方向転換の動きが見られており、EFSI2.0においては、リスクが高い分野に資金供給することが検討されている。

3. EU加盟国の政策金融機関について

- EFSIについては、公的資金を有効に活用するため各国の政策金融機関がEC、EIBと協力していくことが必要であることから、未だ政策金融機関を有しない国に対し、ECはその設置を慫慂しており、現在、マルタ、リトアニアが政策金融機関設立を検討しているとのこと。

參考資料

フランスの財投類似制度における諸機関

フランスの財政投融資類似制度には、Bpifrance（公的投資銀行）、CDC（預金供託公庫）、APE（国家出資庁）等が存在。

○Bpifrance（公的投資銀行）

- 2013年、既存の諸機関を統合して設立された公的金融機関。中小企業等支援を一体的に実施。
- 民間金融機関と協調融資を行い、投融資条件も同一となっている。
- 出資は民間資金の呼び水となることに重点がおかれ、中長期の少数出資者として出資している。

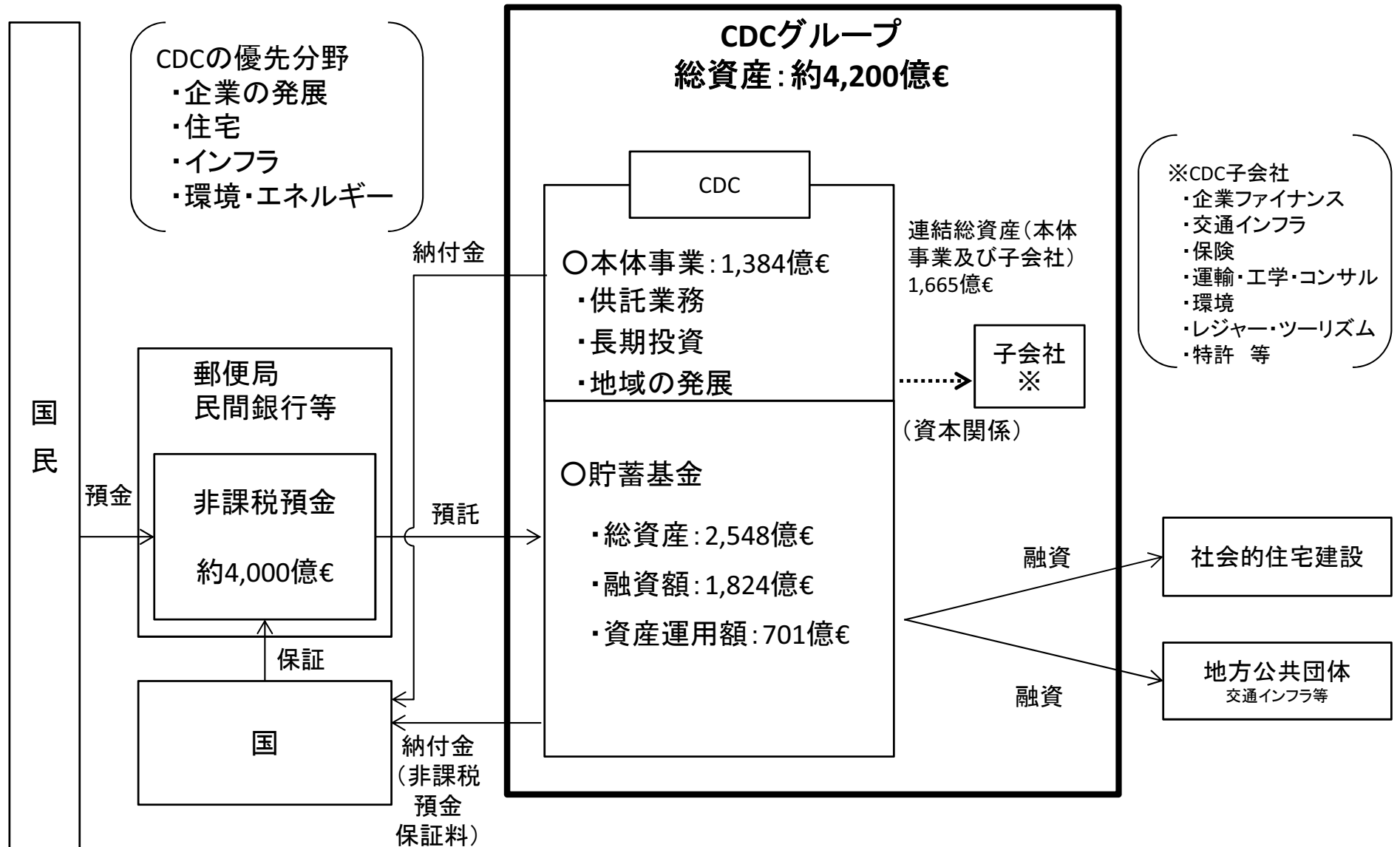
○CDC（預金供託公庫）

- 設立200年を迎えた公的機関。非課税預金を原資として、社会的住宅建設事業等に対し、伝統的に融資を行っている。

○APE（国家出資庁）

- フランスでは国が様々な大企業に出資を行っており、APEは一元的な資産管理を担っている。

預金供託公庫(CDC)①



預金供託公庫(CDC)②

1. 概要

○ナポレオン体制後の1816年に設立。国会議員を議長とする監督審議会を通じて、立法機関の監督及び保証下に置かれている公的機関。

2. 主な事業

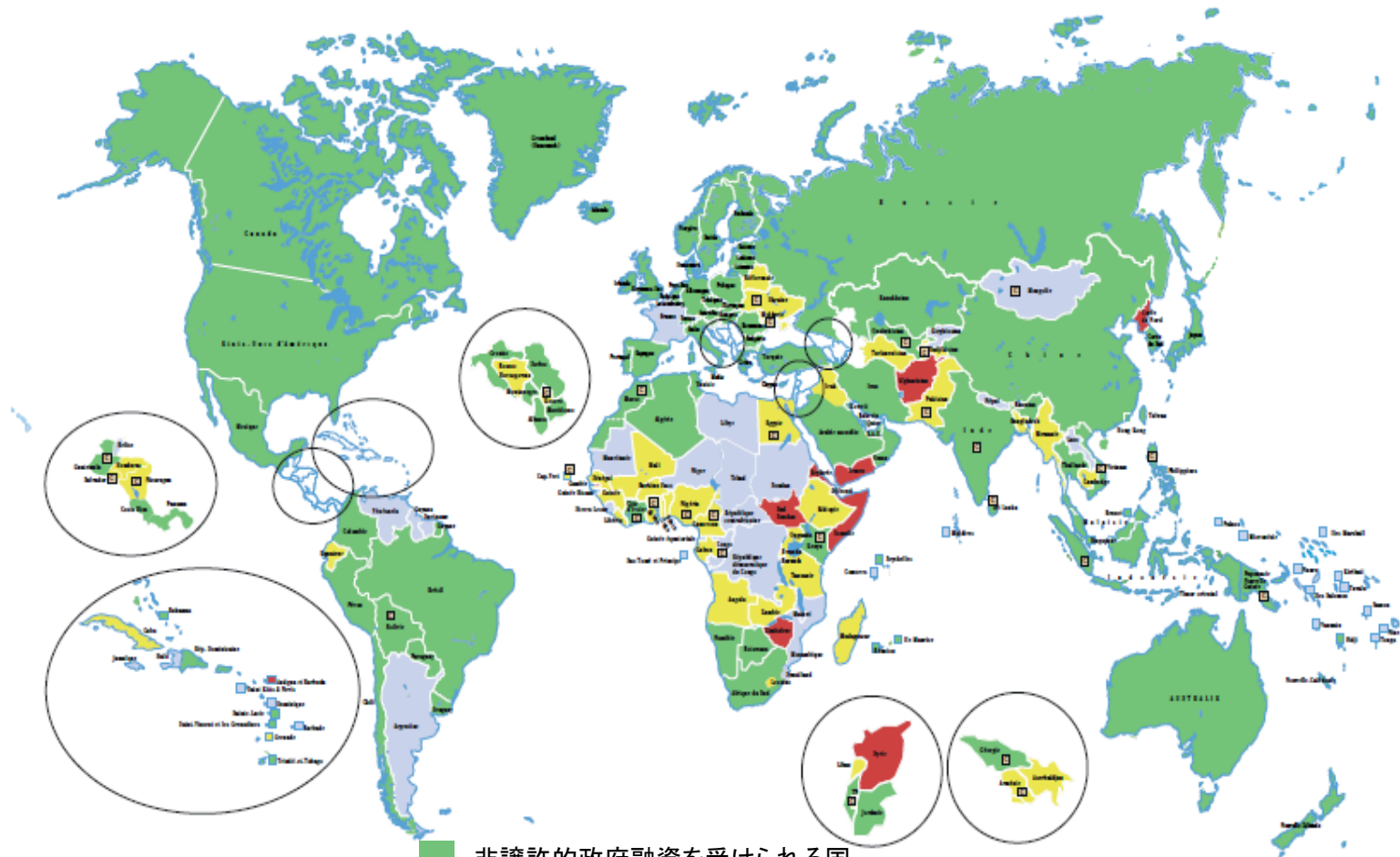
○CDCは、伝統的に、国からの付託により、民間金融機関により集められた貯蓄商品(Livret A)(注)を集中管理しており、これを原資として、低所得者向け住宅の取得や、社会資本整備等の分野(交通インフラ、大学、病院、高速インターネット接続プロジェクト、上水供給ネットワーク等)に対し貸付を実施している。

(注)1818年に創設された非課税預金。預金限度額22,950ユーロ。政府保証が付与されている。

○上記の貯蓄基金の管理運用のほか、年金基金の管理運用も行っているが、これらは他の業務からは厳格に分離されており、グループ連結の対象外となっている。

○CDC本体においては、法務関連預金の供託業務や長期投資、地域開発支援等も行っている。なお、保険や銀行、不動産、運輸、観光等民間と競合する事業を展開する子会社等を有している。

政府融資の対象国の広がり



- 非譲許的政府融資を受けられる国
- 非譲許的政府融資を場合により受けられる国
- 閉鎖国
- 非譲許的政府融資を受けられない国
- C 譲許的政府融資を受けられる国

(出所) 国庫総局資料



Les informations contenues sur cette carte sont susceptibles de varier. Elles indiquent des dépendabilités dans l'utilisation et sont destinées à un examen au cas par cas des opérations, dans le respect des engagements en termes d'investissement pris par les pays visés à vis des institutions de l'Institut Woods.

1. 概要

EaSI(雇用と社会革新プログラム; Employment and Social Innovation)は、持続的な雇用促進と、社会的包摂の確保を目的としたEUのプログラムであり、女性起業家支援も行われている。

2. 雇用と社会革新プログラム(EaSI)

○EaSIは、欧州投資基金(EIF)によって管理・実行されており、以下を行う仲介金融機関に対し、EIFが金融アクセスを容易にすることを目的として、保証(注1)を行うもの。

- ①社会的企業(注2)に対する融資
- ②金融商品へのアクセスが制限されている少額の借手(注3)及び零細企業に対するマイクロファイナンス

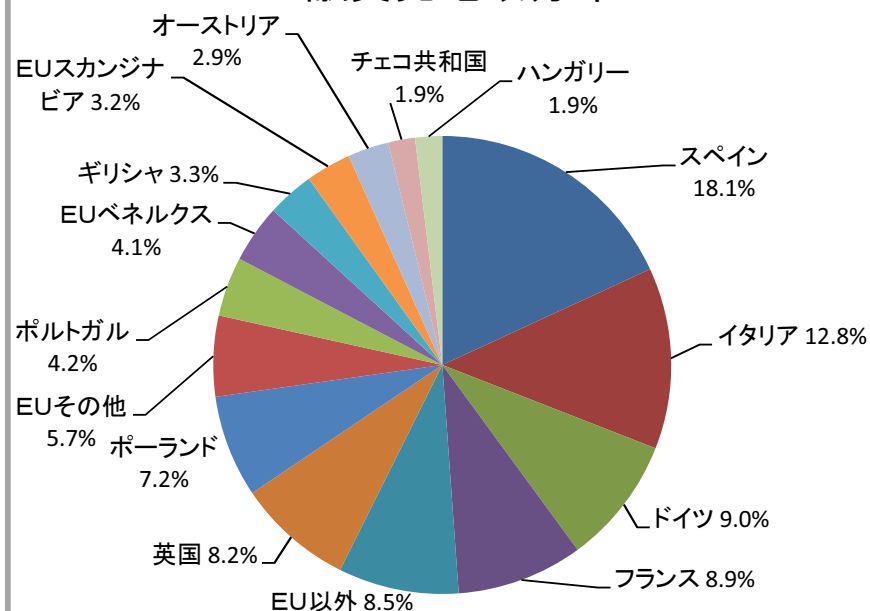
(注1)対象となる社会的企業向け融資は上限500,000ユーロ、マイクロファイナンスは上限25,000ユーロ。信用保証率は最大80%。

(注2)年間売上高または総資産が3,000万ユーロ以下。

(注3)女性起業家、若年者、元失業者、移民等。

欧州投資銀行の融資対象

■ 融資先地域分布



■ 貸付残高の期間別・分野別残高

(単位:百万ユーロ)

	1年以内	1年-5年	5年超	2015年合計	割合
運輸	7,508	29,169	93,628	130,305	28.5%
エネルギー	4,625	22,484	37,646	64,755	14.2%
工業	7,112	20,800	6,281	34,193	7.5%
医療・教育	2,450	8,669	22,388	33,507	7.3%
上下水道施設	2,098	8,548	20,684	31,330	6.8%
その他インフラ	1,234	5,174	19,723	26,131	5.7%
サービス	1,816	6,012	8,399	16,227	3.5%
通信	1,997	7,091	3,220	12,308	2.7%
農業・漁業・林業	73	545	1,875	2,493	0.5%
仲介ローン	14,349	57,988	33,916	106,253	23.2%
2015年合計	43,262	166,480	247,760	457,502	100.0%
割合	9.5%	36.4%	54.2%	100.0%	

(出所)EU指令に基づく財務書類(2015年末)

EIBとEIF

